

| | | | | |
|-----------|-----|----|-------|-------------|
| * 都市局[受取] | 決裁欄 | 課長 | * 処理欄 | * 建設局[返却確認] |
| | | 係長 | | |
| | | 担当 | | |

**景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト
(2-3-3 神戸駅・大倉山都市景観形成地域)**

* 景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。
 * 屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。
 * チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

| | | |
|---|--------------------------------|------------|
| 記 | 所属・氏名 | |
| 入 | 連絡先 | TEL E-Mail |
| 者 | ※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。 | |

◆ 2-3-3 神戸駅・大倉山都市景観形成地域 の基準

| 景観形成基準 | | チェック | 計画内容 |
|-------------|---------|----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| | | 神戸駅前ゾーン 相栄ゾーン | 大倉山ゾーン |
| すべての 広告物 | 基本事項 | ○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は簡素化する。 | |
| | 配置・位置 | ○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。 | |
| | 種別 | - | ○自家用広告物のみとする。 |
| | 規模・掲出数 | ○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 | |
| | 映像装置 | ○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。 | ○原則として掲出しない。 |
| 地上 広告物 | 地上からの高さ | ○10m以下とする。 | |
| | 配置・位置 | - | ○景観形成道路の上には突き出さない。 |
| 屋上 広告物 | 基本事項 | ○形態・意匠等に配慮しながら、建築物との一体化を図る。 | |
| | 高さ | ○建築物の高さの3分の1かつ8m以下とする。 | ○建築物の高さの3分の1かつ4m以下とする。 |
| | 掲出数 | ○1建築物につき1個以下とする。 | |
| 壁面 広告物 | 表示面積 | - | ○表示面積の合計は、日よけテント等を利用するものも含め、掲出する壁面の面積の10分の1以下とする。 |
| 突出 広告物 | 配置・位置 | ○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。 | |
| | | - | ○景観形成道路の上には突き出さない。 |
| | 掲出数 | - | ○1道路につき1個以下とする。 |

| 夜間景観形成基準 | | | フィク | 計画内容 |
|-------------|----------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| | | | 神戸駅前ゾーン・相栄ゾーン | 大倉山ゾーン |
| すべての 広告物 | 照明 | 輝度・ グレア | ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 | |
| | | 変化 | ○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 | |
| | 映像 装置 | 輝度 | ○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。 | (○原則として掲出し ない。) |
| | | 変化 | ○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 | |

◆ 2-2-4 ビーナステラス眺望景観形成地域（区域a）の基準

※神戸駅・大倉山都市景観形成地域全域において適用されます。

※神戸駅・大倉山都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

| 夜間景観形成基準 | | | フィク | 計画内容 |
|-------------|----------|------------|---------------------------------------|------|
| すべての 広告物 | 照明 | 輝度・ グレア | ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 | |
| | 映像 装置 | 輝度 | ○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 | |

◆ 2-1 景観計画区域全域の基準

※1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるものに適用されます。

※神戸駅・大倉山都市景観形成地域又はビーナステラス眺望景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

| 景観形成基準 | | フィク | 計画内容 |
|-------------|----------|-----------------------------|------|
| すべての 広告物 | 基本 事項 | ○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。 | |